

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成10年10月を30万円、同年11月を24万円、11年2月を26万円、同年3月を30万円、同年4月及び同年7月を26万円、同年9月及び同年10月を28万円、同年11月、同年12月及び12年3月を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月から12年5月まで

申立期間について、私の所持している給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額が、ねんきん定期便に記載されていた控除額よりも多いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成10年10月を30万円、同年11月を24万円、11年2月を26万円、同年3月を30万円、同年4月及び同年7月を26万円、同年9月及び同年10月を28万円、同年11月、同年12月及び12年3月を30万円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間のうち平成 10 年 12 月、11 年 6 月、同年 8 月、12 年 1 月、同年 2 月及び同年 4 月は、申立人の報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録上の標準報酬月額と同額と認められること、11 年 1 月、同年 5 月及び 12 年 5 月は、オンライン記録上の標準報酬月額が、申立人の報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額を越えていると認められることから、上記特例法による保険料給付の対象とはならず、あつせんは行わない。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は不明としているが、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は当該明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和48年12月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年12月20日から49年1月10日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、入社以来会社から籍を抜いたことは無く、保険料も滞りなく支払い続けているので、申立期間について加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、A株式会社への照会に対する回答、同社B事業所の総務担当者の証言及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し(同社本社から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA株式会社本社から同社B事業所への異動日については、同社本社の回答に基づき、昭和48年12月20日付けとすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B事業所における昭和49年1月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主は納付したとしているが、昭和 56 年*月*日に発生した本社の火災により関係書類が焼失しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から 42 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月から 42 年 2 月まで

社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和 42 年の春に、A 市役所窓口で、20 歳からの国民年金保険料を現金で納付した明確な記憶があるので、申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和 44 年 7 月 17 日に払い出されたことが確認できることから、国民年金の加入手続はこの時期に行われたものと推測され、これを前提とすれば、この時点では、申立期間の国民年金保険料は、制度上時効により納付することができない。

また、戸籍の附票によると、申立人は申立期間及びその前後を通じて、A 市以外に住所の異動が無いことから、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持する年金手帳には昭和 42 年 3 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得した旨の記載がある上、当該資格取得日は、A 市が保管する被保険者台帳の記録と一致している。

加えて、申立人は、昭和 42 年春に A 市役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、同時に 20 歳からの国民年金保険料を一括で納付したと主張しているが、同市役所では「国民年金保険料を加入手続と同時に納付することが可能であったのは現年度分の保険料のみである。」旨回答しており、申立てを確認できる供述は得られなかった。

このほか、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から49年12月までの期間及び57年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和48年1月から49年12月まで
②昭和57年4月から60年3月まで

社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録について確認したところ、申立期間について納付した記録が無いとの回答をもらった。

しかし、申立期間の国民年金保険料について、記憶は定かでないが、結婚前の期間については自身が、結婚後の期間については妻が納付してくれていたはずである。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が定かではない上、その妻も既に死亡していることから、申立てを確認できる供述が得られず、加入時期及び保険料の納付状況は不明である。

また、A町が保管する国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間①の直後に当たる昭和50年1月から同年3月までの期間及び51年度の申立人の国民年金保険料は、52年4月以降に過年度納付していることが確認できるほか、結婚後の申立人の国民年金保険料を納付していたとするその妻についても、50年1月から同年3月までの期間及び同年10月から52年3月までの期間の保険料について過年度納付であることが確認できる上、50年4月から同年9月までの期間は未納期間とされている。

さらに、申立期間②について、申立人は国民年金の資格を喪失した記憶は無いと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の妻は、昭和57年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したものの、同年8月29日に

同資格を喪失し、その後 61 年 3 月 31 日までは国民年金の未加入期間となっていることが確認できる上、申立人は、A 町が保管する被保険者名簿上、その妻が厚生年金保険の被保険者資格を取得した 57 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、その後は未加入となっていることが確認でき、これを前提とすれば、申立期間②については、制度上、保険料を納付できない期間となる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月

社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録について確認したところ、申立期間について納付した記録が無いとの回答をもらった。

しかし、申立期間の国民年金保険料は、父が加入手続を行い、納付していたはずであり、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、父親は既に死亡しており、申立てを確認できる供述が得られない上、申立人自身も加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、国民年金被保険者台帳及びA市が保管する国民年金の納付状況等を記載した資料上、申立期間は未加入期間とされており、保険料を納付することができない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1094

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 9 日から同年 9 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和 54 年 3 月 9 日に株式会社Aに入社後、63 年 8 月末まで正社員として継続勤務したので、申立期間について未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 54 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、同社が保管する健康保険等の加入記録から、同日に健康保険組合の組合員資格を取得していることが確認でき、双方の加入記録の取得日は一致している。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間の直前に勤務していた事業所を昭和 54 年 3 月 8 日に離職後、求職者給付を受給したと記録されており、同年 3 月 9 日から申立事業所に勤務したとする申立人の主張と矛盾する。

さらに、上記雇用保険の加入記録を見ると、申立人は、申立事業所に係る雇用保険の被保険者資格を昭和 54 年 9 月 1 日に取得し、63 年 8 月 5 日に同事業所を離職したことが確認でき、厚生年金保険の記録と合致しているが、申立期間について、雇用保険の被保険者であったことが確認できない。

加えて、B厚生年金基金では、「申立人に係る厚生年金基金の加入期間は、昭和 54 年 9 月 1 日から 63 年 8 月 6 日までであり、申立期間については、加

入の事実が無い。」としていることから、申立期間について、申立人の当該厚生年金基金への加入を確認できる回答が得られない。

その上、当該事業所では、「申立人の勤務開始日については、関係資料が無く不明であるが、中途採用者については試用期間を設けているので、入社直後から厚生年金保険に加入させることは無い。」旨回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚3人のうち連絡先が判明した1人及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者4人に対し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について照会し、このうち3人から回答を得たが、申立内容を裏付ける証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和25年8月1日から26年5月10日まで
②昭和27年3月から同年8月1日まで

社会保険事務所（当時）に船員保険の加入期間について照会したところ、申立期間について船員保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間①について、A氏所有の船舶Bに兄と一緒に乗務していた。また、申立期間②について、C氏所有の船舶（船舶名は覚えていない。）に昭和27年3月ぐらいから乗務していたはずである。申立期間①及び②について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、船員保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）における申立人の船員保険の被保険者資格喪失日は、昭和25年8月1日と記載されており、当該喪失日はオンライン記録と一致している。

また、船舶Bに係る船員保険被保険者名簿上、申立人と同時期に、船舶Bにおいて船員保険の被保険者であった7人のうち、オンライン記録が確認できる4人の被保険者資格喪失日は、申立人と同様、昭和25年8月1日と記録されている上、このうち旧台帳が保管されている3人は、オンライン記録上の被保険者資格喪失日が、旧台帳に記載されている資格喪失日と一致している。

さらに、申立人が乗務していたとする船舶Bの後継事業所であるD株式会社では、申立人の勤務実態及び船員保険の加入の有無について、「申立期間当時の船舶Bの船主（A氏）は、病気療養中で聞き取りができる状態では無い上、自社にも申立期間当時の関連資料が無く不明である。」としており、申立人の勤務実態等を確認できる供述は得られなかった。

申立期間②について、船舶所有者であるC氏の船員保険被保険者名簿における申立人の船員保険加入記録は、オンライン記録及び旧台帳と一致しており、申立期間の船員保険の加入記録は確認できない。

また、申立人が一緒に乗務していたとする同僚一人についても、被保険者名簿及びオンライン記録上、申立人と同様、申立期間について船員保険の被保険者記録が無い上、当該同僚は、「C氏所有の船舶に申立人と一緒に乗務していた期間は、昭和27年8月から5か月くらいであり、当該船舶に係る船員保険の加入記録に問題は無い。」旨供述しており、この供述内容は申立人に係る被保険者名簿及びオンライン記録の船員保険の加入記録と合致する。

さらに、申立人が乗務していたとする船舶は、昭和29年1月29日に船員保険の適用事業所ではなくなっており、船主の所在も不明なことから、申立てを裏付ける供述等は得られなかった。

このほか、申立人は、船員手帳を所持しておらず、申立期間①及び②の期間について船舶に乗っていた事実を確認することができない上、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1096

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月20日から29年6月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、私は昭和26年5月から31年4月までA事業所に勤務しており、途中で休んだこともないのに申立期間の記録が無いのは納得できないので、よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の具体的な供述及び同僚の供述から、申立人は、申立期間について、株式会社Aに勤務していたことが推認できる。

しかし、申立事業所に係るオンライン記録によると、申立人とほぼ同時期に入社した同僚21人のうち7人は、申立人と同じ昭和27年1月20日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、当時、申立事業所において何らかの事情により、多数の従業員の厚生年金保険被保険者資格を喪失させたものと推測できる。なお、申立人が名前を挙げた同僚二人も同様の記録が確認できるものの、その事情は分からないと供述している。

さらに、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚3人及び申立人が名前を挙げた同僚5人のオンライン記録を見ると、このうち7人についても申立人と同様に被保険者期間の欠落がみられる上、複数の同僚から「自分の厚生年金保険の記録も、実際の勤務期間とは異なっている。」旨の供述があり、申立期間当時、申立事業所では、従業員に係る厚生年金保険の被保険者資格について、繰り返し得喪の手続を行っていたことがうかがえる。

加えて、当該事業所の代表者は亡くなっており、照会することができない

ことから、当時の人事記録及び給与関係書類を確認できず、申立人も当時の給与明細書等の資料を所持していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1097（事案 179 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から同年10月6日まで

申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、申立期間にA株式会社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できないこと、ii) 申立人が勤務したとするA株式会社は、既に解散し厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、業務を承継した事業所では、「当時の関係資料が無く、勤務状況、資格取得及び喪失の届出状況は不明。」としていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び供述が得られないこと、iii) 当該事業所の同僚から、「当時は成績次第で身分や待遇が変わることがあり、一定の成績を収められない場合は厚生年金保険の資格が喪失となり、当該保険料の控除も行われぬ。」旨の供述があること、iv) 申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる周辺事情が無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年4月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は前回の審議結果に納得できないとし、今回、再申立てを行っているが、申立人からは新たな資料や情報が得られず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことを認めることはできない。